

学校体育施設開放事業の 利用手続きを完全 I C T 化します

1 学校体育施設開放事業の完全 I C T 化について

本市では、地域のコミュニティづくりの推進と公共スポーツ施設の補完を目的に、市内の小・中学校の体育館やグラウンドなどを地域住民に開放していますが、様々な利用手続きが利用者と教職員の大きな負担となっていました。

これを解決するため、教育委員会と連携を図り、学校体育施設開放事業の利用手続きを完全 I C T 化します。

(1) 電子予約システムの導入（令和 4・5 年度）

「e-kanagawa 施設予約システム」に学校体育施設を順次追加し、スマートフォンや P C から予約できるようになり、利用申請や許可等に係る手続きが不要となりました。

(2) 電子錠の導入（令和 5・6 年度）

施設の鍵の受け渡しの手間を省略するため、電子錠を全ての小・中学校に導入します。電子錠は、電子予約システムの予約情報に連動して、スマートフォンのアプリで開錠および施錠ができます。令和 5 年 1 1 月に開始した小・中学校 6 校での試行運用を経て、令和 6 年 7 月に残りの 1 6 校に導入します。なお、学校体育施設開放事業において、予約システムと電子錠を連動させた運用の本格導入は、県内で初の取組みとなります。

2 電子錠の概要について

【施設のドア等に設置する電子錠】

シリンダー錠型電子錠



【門扉・鍵ボックスに設置する電子錠】

南京錠型電子錠



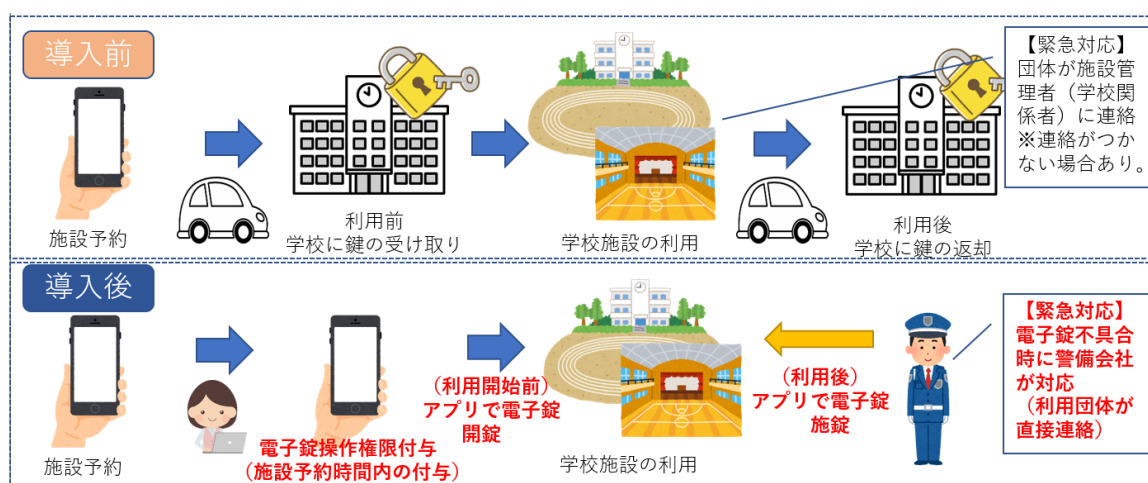
【操作方法】スマートフォン（利用団体）や IC カード（学校関係者）をかざした後、錠を回転させ開錠・施錠する。

3 ICT化による効果

【導入前の手続き】	
・年1回程度の利用者調整会議の開催	・貸し出す鍵の準備および貸し出し
・施設清掃、施錠チェック表の受け取り	・予約の変更、キャンセル対応
・施設利用料証紙の受け取り	・鍵の受け取り、個数確認



【導入後の手続き】	
・施設清掃、施錠チェック表の受け取り（ポスト投函へ変更）	
・施設利用料証紙の受け取り（ポスト投函へ変更）	



問い合わせ

スポーツ推進課 電話0463（84）2795